

巻 頭 言

子どもが夢をもって生き生きと育つ社会に

宮崎秀一（共同代表）

NHK ドラマ「マチベン」をご覧になりましたか？新シリーズの第3話は、父親がいなく母親にはネグレクトされている兄妹の話。中2の兄がスーパーでおにぎりを万引きし逮捕、その陰には…。

さて厚労省によると、今、児童虐待で年間50～60人（毎週1人の割合）もの子どもの命が奪われているということです。学校では依然としていじめが横行し、10代など若年層の自殺は増加傾向にあるとも報道されています。そのような中、先の国会では、教育における「公の精神」を強調する方向で教育基本法が、触法少年への捜査・処遇に厳罰主義的要素を導入する方向で少年法・少年院法が、それぞれ改定されました。この社会では大人側が引き起こした失敗のしわ寄せを子どもに転嫁しているように思えてなりません。子どもが「一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利」をもっていることを最高裁（旭川学力テスト事件判決）が闡明してからもう30年が過ぎました。一人一人の子どもの発達権・学習権が適切に保障されなければ、この国の将来を担う良識ある市民は育成されず、したがって真に自由で活力ある（そして「美しい」）社会の構築・再建も遠のくでしょう。

本研究会は2004年7月に発足して以来、現代日本の子どもと家庭を取り巻く諸問題を、法学、教育学、福祉学など研究分野を横断・交流し、また理論・実践の両面から多角的に検討するフォーラムを形成してきました。「マチベン」には社会正義実現に燃えるさまざまな人々が登場します。ドラマの世界のように格好良くいくはずありませんが、今後も本会の活動が会員それぞれの専門・職業・立場を通じて、子どもを取り巻く現実の改善に一歩でも二歩でもつながるものと信じます。

今年度から会の運営を充実させ円滑化をはかるため、3名の共同代表を置く体制に移行しました。前会長の村田輝夫先生（関東学院大学）は筆頭代表・兼本会の「東京サテライト」（！）支局長として今後ともリードして下さいます。本研究会発起人の一人である最上和幸さん（青森県子ども自立センターみらい）には児童福祉行政の現場の視点から本会の活動にご助言いただきます。また新事務局長を弘前大文学部の飯考行（いいたかゆき）先生が引き受けて下さいました。今年からは事務局からの各種情報提供は緻密度・聡明度が大幅にアップするはずで、ご期待下さい。予算会計関連部門は同じく文学部の平野潔先生が補佐して下さいます。大船に乗った気分とはこのことなのだと実感しています。

これまで同様、学習会を中心に据えた活動を（地味にかつ精力的に）継続してゆくつもりです。一方、学生部会は別報のとおり弘前大学公認サークルteens & lawにリニューアルしました。会員の皆様には、今後の会の方向性について忌憚のないご意見ご提言をお寄せ下さるようお願い申し上げます。

（研究会主催3度目の少年院見学を3日後に控えて。2007年8月6日）

非行少年への自立支援 ―就労支援を中心に―（要約）

齋藤史彦（青森県立保健大学健康科学部専任講師）

1. はじめに

児童自立支援施設や少年院を退所した非行経験を有する児童（以下、非行少年）は、施設にいる間、自立に向けて健全な社会生活や職業生活を営むのに必要な態度や行動、勤労の習慣や精神、一般的な知識などを得る。しかし、非行少年の場合、施設内での支援を終え、社会で自立する第一歩となる就労先の確保は常に困難があることが知られている。このことは非行少年を対象に支援する施設や保護司にとっても大きな問題となっているが、その現状については必ずしも明らかではないと考える。そこで今回は青森県内の保護司の方に行った調査結果から非行少年に対する支援の現状について簡単に報告すると共に、青森県内の五所川原市および八戸市の企業を対象とした調査結果から、企業の非行少年の雇用に関する意識について簡単に報告することとした。

2. 自立の構造と非行少年への支援

社会福祉実践において、利用者の自立は最終的なゴールである。1997年の児童福祉法改正により、それまでの「強いられた自立」に対する反省もあってか、特に児童養護施設や児童自立支援施設の実践を中心に対象となる少年たちの自立支援が重視されてきている。特に児童養護施設や児童自立支援施設を退所した子どもを対象とする自立援助ホームが社会福祉事業として法に明記されたことは、その現れと捉えることができる。また、非行少年に対するもう一つの主要な法律である少年法においても、その少年の自立支援を重要視する点については同様であると考えられる。望月彰氏によれば、児童福祉施設を利用する少年達の自立の構造は、経済的自立を基盤にしつつ、その上位に社会的自立、さらにその上位に精神的自立が位置する三層構造として示されている。加えて精神的自立は他の二つを貫き、支える支柱のような位置づけにある。これは非行少年においても同様であろう。したがって少年の自立を実現するためには、これら3つのレベルにおいて働きかけが必要であり、実際に児童自立支援施設や少年院において各自立を促すような支援がなされている。具体的には少年院における生活指導、職業補導、特別活動であり、児童自立支援施設における生活指導、学習指導、職業指導がそれに該当すると思われる。

3. 非行少年における就労の効果

サンブソンとラウブの研究では、結婚や仕事の安定などの強い社会的絆が立ち直りの際に重要であると指摘されており、職業を持ち、安定して仕事をしていくことの重要性が指摘できる。また、平成16年における少年の保護観察中の再非行・再犯により再処分を受けた者の比率においても、無職少年ではその50%以上が処分を受けているのに対し、有職少年の場合には約14%とその割合が低い。さらに、保護観察終了人員を終了理由別にみた場

合には、無職者では保護処分取消し等により終了した者の比率は無職少年の割合が約 49%と際立って高いのに対して、有職少年の場合には 8%であった。これらの点から対象者の再非行・再犯を防止し、その改善更生を促すためには、より一層の就労指導・支援の充実が必要であると考えられる。しかし先にも述べたように非行少年の自立の第一歩となる就労先の確保は難しいことが指摘されている。

4. 調査結果から

そこで、非行少年の就労支援の現状を明らかにすべく、青森県内の保護司の方を対象に非行少年の就労支援に関する調査を行った（有効回答部数 481 部、有効回答率 80%）。その結果、非行少年に対して就労支援を行った経験をもつ保護司の方は回答者全体の 36.4%であった。その方々の回答から非行少年を取り巻く雇用状況を整理すると①不況の中で全体的に就職先がなく、就職できたとしても少年自身の希望とマッチしていないと推察される、②就職先確保は少年の保護者などの縁故や、保護司自身の縁故によるものが多く、非行少年の雇用には有効と考えられる協力雇用主制度はあまり活用されていない、という状況が窺えた。

また、青森県内の八戸地域と五所川原地域の企業に対する調査結果（有効回答部数 692 部、有効回答率 32.6%）からは、①協力雇用主制度を知らない企業が多い、②非行少年からの求職に対する企業の対応への回答から少年の人柄や仕事に対する動機付けなど諸条件が整うことによって雇用される可能性が高いことが窺われる、③企業が非行少年を雇用する際に重視する点は、資格や特技よりも、少年の職業観や働く意欲、仕事に対する責任感、職場の人との協調性である、という結果が得られた。

5. まとめ

調査結果から非行少年の就労支援においては、協力雇用主制度のより積極的な周知が必要であるとともに、少年の雇用に関する企業の意識は、経歴だけで必ずしも拒否されることではないことがわかった。こうしたことから企業が雇用の際に重視する点について少年院や児童自立支援施設に入所している間にそれをどのように身につけられるよう支援するかが課題であると考えられる。

引用及び参考文献

- 1) 望月彰著 「自立支援の児童養護論—施設でくらす子どもの生活と権利—」 ミネルヴァ書房 2004 年
- 2) 岡本英生 「非行少年からの立ち直りの要件」 現代のエスプリ 462 号 p170～180 至文堂 2006 年
- 3) 法務省法務総合研究所編 「平成 17 年度版犯罪白書」 国立印刷局 2005 年

施設見学から学ぶこと－Process－

村山彰彦（弘前大学人文学部4年）

■はじめに

2007年8月9日（木）に、青森家庭少年問題研究会の一大イベントである「施設見学会」が行われました（3回目の開催）。当日は生憎の雨模様でしたが、総勢35名もの参加があり、特に学生の参加者がそのうちの半数を占めるなど、研究会創設当時の熱気を思い起こさせる一日となりました。

以下、簡単ですが、訪れた「青森少年院」と「青森少年鑑別所」の概要を、当日得た知見も交えながら報告いたします。所用で参加することが出来なかった会員の方にお読みいただき、少しでも当日の様子を感じていただければ幸いです。

■青森少年院（当日の10:00～12:00に見学）

東津軽郡平内町にある青森少年院。この見学会では、毎年定番コースとなっています。また、青森家庭少年問題研究会学生部会（現 teens & law）で活躍された白戸さんが法務教官として勤務されています。当日も顔を出していただきましたが、お元気そうで何よりでした。

青森少年院は、主として東北6県の各家庭裁判所で中等及び特別少年院送致の決定を受けた、おおむね16歳以上20歳未満の男子少年を収容し、健全な社会生活ができるように教育することを目的とする国立（法務省所管）の施設です。教育課程として「生活訓練課程」と「職業能力開発過程」の二つが設定されています。

また、教育内容と方法は、新入生時教育→中間期教育→出院準備教育と段階ごとに細かくカリキュラムが設定されています。その他、危険物取扱者や簿記検定など資格取得、地域のボランティア団体による援助活動、体育祭・文化祭・成人式などの行事も少年院の中で行われているそうです。

当日は、普段入れない施設の中の中を見学させていただきました。鍵で厳重に管理されている一方、テレビを部屋で見る事が出来るなど、規律の中にも「ホッ」とできる空間があるのかな…と感じました。

さらに、ちょうど私たちが訪れた時に、男の子が出院する場面に出くわしました。彼は、今、どういった気持ちで少年院の外に立っているのだろうか。青森少年院の近くの浅所海岸には、毎年初冬のころから数百羽の白鳥が飛来するそうです。そして、その白鳥たちは、春になると一斉に北へ北へと飛び立っていきます。願わくは、彼もまた、強く飛び立って行って欲しい。そう思いながら、少年院を後にしました。

■青森少年鑑別所（当日の14:00～15:00に見学）

青森市金沢1丁目（住宅街で小学校が隣接）にある青森少年鑑別所。一昨年の見学会以

来、研究会では二度目の訪問となりました。

少年鑑別所とは、非行からの立ち直りに必要な指針を得るために、医学、心理学、社会学、教育学などの専門的な知識や技術を用いて調査・診断を行う法務省の施設です。

調査や診断で明らかになった結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院・保護観察所での指導・援助に活用されるそうです。

こういった鑑別はもちろんですが、子どもの問題で悩んでいる方の相談や心理検査等の依頼も、無料で行っているそうです。この取り組みは、私自身も初めて知りました。

短時間の訪問でしたが、最後に、観護措置期間の現状、収容中の少年への学習指導の展望など、活発な質疑が会員よりなされました。

■おわりに

移動時間が短く、昼食時にハプニング(?)が起きるなどしましたが、参加した学生の「本だけでは分からない更生の現場を実感でき、勉強になった。」「(少年院は)外から見ると閉鎖的だが、内からみると自由な面があって驚いた。」などのコメントに見られるように、非常に有意義な見学会であったことは間違いありません。

来年度は、刑務所を中心とした見学会を計画していると小耳に挟みました。刑事処分と保護処分の違いを実感出来る良い機会となるはずです。

さて、これまで、裁判という Point に耳目が集まることは多くても、その前後の Process に耳目が集まることは少なかったのではないのでしょうか。少年院を例に挙げても、職員の方々が少年たちと真剣に向き合い、毎日奮闘されています。まずは、Process を知ることが大切だと、今回の見学会に参加して痛感しました。

そして、Process の中に目を向けると、多くの課題が浮かび上がってきます。最近では、知的な障害があるにもかかわらず、福祉の支援を受けないまま社会で孤立し、困窮の中で犯罪に走ってしまう人が刑務所に多く収容されていることが注目されています(NHK クローズアップ現代にて 2007 年 9 月 4 日放送)。

司法と福祉の協働を重視し、また、地域に住む人々が積極的にその Process に関わっていくことが求められているのではないのでしょうか。

そういった現状を鑑みると、学ボラを中心とした少年への更生支援活動、また定期的な学習会を通して、司法・福祉・心理・教育に関する実務家や研究者間で情報交換を行っている「青森家庭少年問題研究会」の存在意義の大きさに改めて「ハッ」と気付かされる次第です。

最後に、お忙しい中、親切に対応して下さいった青森少年院と青森少年鑑別所の職員の方々に、そして、このような貴重な機会を企画して下さいった宮崎先生、平野先生、飯先生、当日、施設間の移動で協力して頂いた諸先生方に心から感謝いたしまして、筆を擱かせていただきます。

学生時代の研究会での印象に残った活動、現在の仕事、今後の抱負

白戸修一（青森少年院法務教官）

私は、現在青森少年院で法務教官として勤務しています。法務教官というと、多くの方は、少年に対して学習や生活面における指導をするなど、常に少年と接しているというイメージを持っているのではないのでしょうか。確かにそのとおりです。しかし、少年院は、それだけでは機能しません。少年の食事を作る人や少年が使用する生活用品や道具を手配する人がいなければいけないのです。私は、その中でも主に、物品を管理する仕事をしています。例えば、現在少年院で保有している物品がどこにいくつあるか、またいつ何をいくつ購入したのか、などについて管理する仕事です。

ところで、私は、本研究会には発足当時から所属しており、学習会や施設見学などのさまざまな活動に参加してきました。その中でも、特に印象に残っている活動は、学生部会における非行少年に対する学習支援です。この活動は、試験観察中の少年に対して学習支援するというものでした。私は、今年3月まで少年と接することを主として勤務していたわけですが、この活動が、私の法務教官人生のスタートラインといえるものではないかと思えます。

この学習支援の中で今でも心に残っているのが、審判後にA君が私に「事件を起こして調査官や先生（本研究会OBの鈴木くんや私）たちに出会ったのも何か意味がある。それは、僕がこれから同じことを繰り返さないように気付かせてくれたこと。（非行を）繰り返さないようにがんばります。」と言ってくれたことです。思い過ごしかもしれませんが、この言葉は、A君が私を信頼してくれたからこそ言ってくれたものだと思っています。

今後は、少年たちから信頼される法務教官をめざしていきたいと思っています。そのためにも、まずは先輩がたの指導方法を摸倣しつつ、試行錯誤を重ねて自分なりのものをつけていきたいと思っています。また、本研究会で学んだことと現在の仕事を理解し、それらを実践に結び付けていきたいと思っています。

● 新刊案内

- ・藤川洋子『春のはじまる朝—家裁調査官物語』(東京書籍、2007年) 1,470円



著者は、『わたしは家裁調査官』など、職業経験を活かして、少年をめぐる人間模様や少年犯罪をテーマとする論考を執筆してきた。本書では「論文に盛り込むことのできなかつた真実」が綴られる。4つの少年非行の物語(著者の実体験にもとづくと思われる)は、いずれも少年の成長の過程で生じる些細な(とはいえ少年にとっては重大な)ことがらに端を発している。重い内容にしる、家裁調査官時代の等身大の著者を中心とした自然な筆運びのためか、小説のようにも感じられる。少年非行の内実に触れるうえで有用なことはもちろん、少年を親や家裁調査官と同じ人間として描いた文学としても読み応えがある。

- ・廣井亮一『司法臨床の方法』(金剛出版、2007年) 2,940円



本書で提唱される「司法臨床」とは、司法の領域に密接に関連する少年非行や児童虐待、離婚など、子どもと家族が抱える問題に適切に対処するための臨床的実践を指す。すなわち、紛争の適切な解決のために、法を適用して一刀両断的な結論を下すのではなく、紛争の主体である双方の当事者とその取り巻く状況を視野に入れながら、当事者の関係の安定に寄与するような結論の妥当性を重視するアプローチである。少年と家族に関わる家庭裁判所、児童相談所や学校の協働を重視する点で、本研究会にとっても示唆に富む意欲的な方法と言えよう。

- ・佐藤幹夫、山本譲司編『少年犯罪厳罰化 私はこう考える』(洋泉社、2007年) 861円



少年非行について、審判にとどまらず、処遇、更生、教育と社会にいたる幅広い事項が、教育、医療、司法、矯正、福祉などの現場に深く関わる人々によって記される。執筆内容を各人の自由に委ねた編集方針のためか、全体のまとまりに欠けるきらいはあるにせよ、厳罰化の是非は、学校教育のあり方、非行少年の年齢および事件の多寡の時系列データや、少年矯正の実情などを視野に入れたうえで、冷静に検討されるべきことがらであるとあらためて考えさせられる。

● お知らせ

・模擬裁判開催のお知らせ

弘前大学祭期間中の開催で、教育学部宮崎ゼミナールとの共催を含めて今年で3年目となります。今回は、学生部会 (teens & law) メンバーを中心に、夏休みから綿密に企画立案を重ねており、さらに充実した内容になりそうです。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

日時：2007年10月27日(土) 12:30開場、13:00-15:00
場所：弘前大学教育学部1階106講義室(予定)
主催：teens & law、青森家庭少年問題研究会



詳細は、teens & law の Web サイトをご覧ください。

(URL : http://www.geocities.jp/teens_and_law/)

● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」、「新刊案内」、「お知らせ」、その他の少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年春頃を予定しています。

● 事務局より

本研究会の発足後3年を経過し、2007年度総会の提案を受けて、会報を刊行することになりました。会報に、学習会の話題提供の事後報告、会員の近況や少年をめぐる動向などを盛り込んで回覧することで、情報の共有をはかり、交流と研究活動のさらなる促進の一助となれば、これに勝る喜びはありません。長い目で見守っていただけますと幸いです。

会報の体裁やトピックなど、いまだ不十分な点が多いかと思われます。ご意見、ご感想などございましたら、事務局までお伝え下さい。発行は、さしあたり、年に2、3回を予定しています。お急ぎの告知などは、メーリングリスト(電子メールを通じた送受信のみ、登録希望者は事務局までお伝え下さい)をご利用いただきますようお願いいたします。

(飯考行 記)

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学人文学部裁判法研究室

電子メール：:iit(at mark)cc.hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3958

ホームページ：<http://www.judicialization.com/aomorishonen.html>